

平成28年度大阪府政に係る市町村の 諸課題についての意見交換会について

大阪維新の会大阪府議会議員団

次 第

1. 開会

- ・ 議員あいさつ
- ・ 市町村あいさつ

2. 議事

- ・ 要望に対する大阪府からの説明

3. 意見交換

4. 閉会

大阪維新の会大阪府議会議員団
大阪府政に係る市町村の諸課題についての意見交換会 出席者

市町村名	阪南市	開催日時	11月28日(月)16時～
------	-----	------	---------------

職名	お名前	備考
市長	水野 謙二	
市民部長	南 真一	
健康部長	濱口 育秀	
事業部長	中出 篤	
総務部理事	中 俊宏	
総務部みらい戦略室長	井上 稔	
総務部みらい戦略室長代理	布施 秀樹	

(別添様式2)

平成28年度 大阪府政の諸課題についての意見交換会について

市町村名 阪南市

担当部課 事業部 土木管理室、農林水産課

担当者職氏名 南 憲治、永田 壮一

電話 072-471-5678

(議題番号) 1	海浜部の整備について
<p>(内容)</p> <p>1. 本市海浜部における道路整備について</p> <p>大阪湾沿岸海岸保全基本計画において、男里川～箱作ゾーンは、環境保全・親しみエリアとして、貴重な自然環境を保全していくとともに海の体験や自然観察、学習の機会を創出して行くとともに基本的な海岸づくりの方向が示されており、高潮対策としての堤防の新設や嵩上げ等の改良を行い防護機能を確保し、多くの人が海辺と親しむことができるよう、安全で快適なアクセスづくりやバリアフリー化を進めるとされている。</p> <p>また、海岸保全施設整備計画では、波有手、貝掛、箱作区域において、具体的に、堤防、護岸等の新設、改良等の整備計画が示されており、本計画の早期着工と併せて、男里川～里海公園に至る海岸沿い道路の未整備区間の整備を図られるよう格別のご配慮を賜りたい。</p> <p>2. 尾崎港の再整備等について</p> <p>尾崎港については、近年、防波堤の亀裂や荷揚場の腐食、水深が確保されていないなど、特に旧港部分について全体的に老朽化が進んでおり、早期に改修する必要があります。また、港内通路が狭隘で車両通行ができないなど施設の利活用や防災上の対策に支障が生じています。</p> <p>つきましては、尾崎港の再整備計画をすすめていただくとともに地元漁業協同組合及び利用者が要望される施設の機能改善や維持補修について早急の実現できるようにご対応いただきたい</p>	

(府の考え方)

1. 海岸施設における高潮対策については、既往最大規模の伊勢湾台風級の台風が、満潮時に最悪の室戸台風の経路で来襲することを想定し、順次、整備を進めてきたところ。現在、堺旧港地区（堺市）や出島石津地区（堺市）など鋭意整備中で、港湾局所管海岸の整備率は約94%となっている。貝掛地区など、未整備区間については、引き続き整備に努めていく。

また、男里川～里海公園に至る海岸堤防、護岸等の管理用通路については概ね確保されており、実体として地域の通路としても利用されていることから、重要な機能を果たしていると認識している。今後、高潮対策事業を進めていく中で、そのさらなる活用方策について、阪南市と連携しながら、検討を進めていく。

2. 港湾施設を適切に維持管理し、利用者の安全を確保することは重要であり、これまでも日常的な施設点検やパトロールによる不具合の早期発見、早期対応に加えて、定期点検に基づく必要な補修等を実施している。

尾崎港においても、施設点検の結果や利用者ニーズ等に応じて、これまでも物揚げ場の補修や船に係留するための係船環の増設、船舶が停泊する泊地の維持浚渫、船舶が構造物に潜り込まないようにする潜込防止ゴムの設置を行っており、今年度も引続き潜込防止ゴムの設置、目地補修を予定するなど、維持管理に努めている。

また、尾崎港の再整備計画については、地域の課題等も踏まえつつ、阪南市の行う背後地域のまちづくりと一体で進めていくことが重要であることから、これまでも阪南市、本府、地元関係者が参画する勉強会等を通じて検討を進めているところ。特に漁業組合からも要望が強い港内の狭隘な通路の幅員確保については、阪南市とともに具体的な検討を進めている。今後も、市のまちづくりの中で、本府としても必要な役割を果たしていけるよう、市と連携しながら検討を進めてまいる。

(府関係部課)

都市整備部 港湾局、環境農林水産部 水産課

(別添様式2)

平成28年度 大阪府政の諸課題についての意見交換会について

市町村名 阪南市

担当部課 健康部 健康増進課

担当者職氏名 大久保 則之

電話 072-472-2800

(議題番号) 2	アスベスト対策について
<p>(内容)</p> <p>本市は、過去において地場産業として石綿関連製造業が隆盛していたことから、工場従業員はもとより近隣住民のアスベストによる健康被害に対する関心が非常に高い地域であります。</p> <p>アスベストを原因とする疾病は発症までの期間が長いことから、いつ発症するか不安が高く、長期にわたり、身体的及び精神的な健康管理が必要です。</p> <p>平成18年3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、平成18年度から平成26年度まで環境省の委託を受けての大阪府による石綿ばく露リスク調査を府と連携し、中・長期的な健康管理を実施しました。平成27年度からは、府とともに環境省の委託を受け、「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査のための検診」を実施しています。</p> <p>しかしながら、専門医療機関数や治療方法の開発等、課題は残されている現状であり、またアスベストによる健康被害は長期に渡ることであり、今後も継続した健康診査の実施と健康被害に対する診断・治療方法の開発・研究の支援や専門医療機関の拡充等の継続が欠かせません。</p> <p>国に対し、その責務による健康被害に関するきめ細やかな救済事業の実施を引き続き要望し、また大阪府が実施する救済事業の継続、拡充を図り、よりきめ細やかな救済対策を実施し、アスベストによる健康被害を受けた方々が、将来に渡って安心して生活が送れるように支援を継続していただきたい。</p>	
<p>(府の考え方)</p> <p>アスベストによる健康被害の救済に関する事業においては、現行では一律救済となっているため、府としては、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 疾病の程度ごとの段階的な救済方法を検討すること。・ 石綿工場と近隣地域住民の因果関係を早急解明すること。・ 直接ばく露者だけでなく間接ばく露者についても「石綿による健康被害の救済に関する法律」の趣旨により適切な救済措置を講じること。 <p>の3点を、毎年国に要望しております。</p>	

また、環境省より昨年度から「石綿ばく露の健康管理に係る試行調査」を受託し、市町の協力のもと実施することとしております。

今後も国に対し、健康被害に対する診断・治療方法の開発・研究や、医療機関の拡充等について強く要望してまいります。

(府関係部課)

河川室、危機管理室、健康医療部健康づくり課、環境農林水産部（環境管理室）

(別添様式2)

平成28年度 大阪府政の諸課題についての意見交換会について

市町村名 阪南市
担当部課 事業部 都市整備課
市民部 商工労働観光課
担当者職氏名 藤原健史、松下芳伸
電話 072-471-5678

<p>(議題番号)</p> <p>3</p>	<p>阪南スカイタウンの早期熟成等について</p>
<p>(内容)</p> <p>阪南スカイタウンの業務系ゾーンについては、本市も企業誘致促進条例の改正により誘致施策の充実を図っているところですが、大阪府の産業集積促進税制の改正に伴い、平成25年4月から商業地域等が不動産取得税軽減措置の対象外となったことを踏まえ、新たな優遇策創設の検討など、業務系ゾーン全街区において、本市優遇制度との相乗効果を図っていただき、今後とも、企業誘致の早期実現に向け、より一層企業誘致活動の展開を図られるよう、ご配慮を賜りたい。</p> <p>また、住宅・宅地の供給については、当初計画より大幅に遅れており、分譲期間の長期化は、本市のまちづくりに与える影響が少なくないことから、街の熟成に向けたさらなる分譲の促進についてご配慮を賜りたい。</p>	
<p>(府の考え方)</p> <p>産業用地については、平成27年5月に鉄筋加工工場、9月に消防署、12月に障がい者福祉施設及び化粧品等物流施設、平成28年1月に金属加工工場と契約を行うとともに、複数区画にて商談が進展しているところです。</p> <p>本府の産業集積促進税制については、既に集積された企業の流出防止や集積の促進を図ることを目的に再構築したものであり、今後とも貴市や府関係部局と連携を図りながら、企業誘致に取り組んでまいります。</p> <p>住宅地については、府政だよりへの掲載や販促チラシの配布、ハウスメーカーとも連携した販売PR等を進めてきているところです。</p> <p>平成28年8月末時点で、E3街区「緑彩の丘」については全38宅地のうち37宅地、G3街区「あおみの丘」については全40宅地全てが分譲済となっています。</p> <p>また、区画割りがされていない粗造成状態の街区においては、民間が参画しやすい分譲方式等について検討を進め、平成27年度は、B8街区を分割し、その1ブロックを一般競争入札により売却、平成28年7月から「そだちの丘」として分譲を開始したところです。</p>	

今後も販売状況等を踏まえて、処分方法や時期を検討するとともに、貴市と協議を行いながら、街の早期熟成のための取り組みを進めてまいります。

(府関係部課)

住宅まちづくり部 タウン推進局誘致整備課

(別添様式2)

平成28年度 大阪府政の諸課題についての意見交換会について

市町村名 阪南市

担当部課 事業部 土木管理室、都市整備課

生涯学習部 教育総務課

担当者職氏名 南 憲二、藤原 健史

伊瀬 徹

電 話 072-471-5678

(議題番号) 4	インフラ整備について
<p>(内容)</p> <p>1. 骨格となる道路基盤整備について</p> <p>地域防災計画、地域緊急交通路と位置づけされていること、また通学路となっている府道鳥取吉見泉佐野線(尾崎～鳥取地区)、府道和歌山貝塚線及び府道自然田鳥取荘停車場線については、これまで順次整備を図っていただいておりますが、特に府道和歌山貝塚線は、山中溪地区の整備について、大阪府が、優れた自然環境の保護と利用を図るため、山間部の一部区域を府立自然公園区域に指定しており、また、景観づくりを推進するため、歴史的街道区域についても、景観計画の重点区域に指定されていることから、歩行者の安全の確保のため、未整備区間の早期整備について、なお一層のご配慮を賜りたい。</p> <p>2. 社会資本整備総合交付金について</p> <p>本市におきましては、国が進める国土強靱化地域計画を踏まえた、道路や橋梁等のインフラの長寿命化計画を策定し、平成27年度より社会資本整備総合交付金を活用し、道路や橋梁等のインフラの長寿命化の整備を図るとともに立地適正化計画の策定を進めています。つきましては、府におかれましては、道路や橋梁等のインフラ整備をはじめ、まちづくりの課題解決に要する社会資本整備総合交付金の満額確保に努められますよう、なお、一層のご配慮を賜りたい。</p>	

(府の考え方)

1. 府道和歌山貝塚線の山中溪地区については過年度から歩道整備事業を実施してきており、JR山中溪駅から和歌山側約250mの区間の歩道整備に向け、JRや地元をはじめとする関係者と協議を行ってきたところである。

平成27年度は、地籍混乱解消に向けた境界確定等業務および道路予備設計を実施し、平成28年度は土質調査、道路構造物予備設計を行う。

今後も阪南市と協議調整を行い、事業を進めていく。

2. 道路橋梁等の長寿命化の推進については、地方の円滑な事業実施が可能となるよう、交付金の所要額の確保などを国に要望していく。

(府関係部課)

都市整備部 交通道路室 道路整備課・道路環境課

(別添様式2)

平成28年度 大阪府政の諸課題についての意見交換会について

市町村名 阪南市

担当部課 市民部 生活環境課

担当者職氏名 魚見 岳史

電話 072-471-5678

<p>(議題番号)</p> <p>5</p>	<p>空家等に関する対策の実施に必要な財政上の措置について</p>
<p>(内容)</p> <p>全国的に空き家が年々増加するなか、適切に管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「法」という。)が施行されました。</p> <p>本市においても、空き家が年々増加しており、適切に維持管理されていない空き家に対して地域住民からの相談・苦情件数が増加しています。</p> <p>そのようななか、法では第一義的には空き家対策はその所有者に責任があるとしていますが、経済的な要因などにより対策を講じられない空き家に対して行政の関与が位置づけられています。</p> <p>については、今後、本市で空家等対策計画を策定し、空き家対策を講じるにあたり、国に対し、より一層の新たな財政的支援の措置を講じていただけるよう、働きかけられたい。</p>	
<p>(府の考え方)</p> <p>国では、空家等の実態把握や空家等対策計画に基づく空家等の活用・除却等の空家等対策について、社会資本整備総合交付金の基幹事業である「空き家再生等推進事業」による支援が講じられており、今年度は別枠で「空き家対策総合支援事業」や「先駆的空き家対策モデル事業」による支援が講じられたところです。また、空家等対策計画の策定やデータベースの整備、相談窓口や空家バンクの設置といった地方公共団体が行う空家等対策に対する特別交付税措置や、所得税・個人住民税に関する特例措置など、税制上の支援も講じられているところです。</p> <p>府としては、国に対して、市町村における空家等対策に係る上記財政的支援の予算を確保するとともに、旧耐震基準で建築された空家の除却を促進するため除却後の跡地に対する固定資産税等を一定期間軽減する制度の創設など新たな税制上の支援についても要望しているところです。</p>	

また、府は、大阪府内の空家等対策を今後3年間で戦略的かつ集中的に進める取組をまとめた「空家総合戦略・大阪」を策定し、12月に公表することとしており、この戦略をもとに、市町村の積極的かつ自立的な空家等対策にかかる国の補助の獲得に向け、がんばる市町村の取組を支援してまいります。

(府関係部課)

大阪府住宅まちづくり部 都市居住課